

報道関係 各位

「オーセンティックバー」産業名記載の大願成就！  
ご尽力いただいた笹川 博義 衆議院議員を表敬訪問。

一般社団法人 日本バーテンダー協会  
会長 酒向 明浩



一般社団法人 日本バーテンダー協会 酒向 明浩会長(左)と  
岸 久 名誉会員(相談役・元会長・右)、  
笹川 博義 衆議院議員(中央)

拝啓

立春の候、時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度、正式に「オーセンティックバー」業態が我国の固有産業となりました。

日本標準産業分類 Japan Standard Industrial Classificationとは、日本の公的統計における産業分類を定めた総務省告示です。従前は、各種統計の産業分類がバラバラであったものを、分類を統一するために統計法に基づき1949年(昭和24年)に制定しました。以後、75年間で改定は第13回を重ねています。

政府・行政の政策や補助金などは、産業分類を基に発令されています。「オーセンティックバー」はこれまで、「酒場、ビヤホール」ではなく、「バー、キャバレー、ナイトクラブ」に分類されており、これにより、新型コロナウイルス感染症対策ではオーセンティックバーが多大な誤解を受けました。

産業ではなく職業の分類では専門技術者であるバーテンダーを、「055 飲食物調理」の職業で、「055 - 09 バーテンダー」と明記されています。にも拘わらず、産業分類では別のくりにされていたのです。

(続く)

2020年春、バーテンダーの専門技術とオーセンティックバーの営業実態を菅義偉氏(当時 内閣官房長官)に請願し、その後総務省にて検討され、この度改定に至りました。2024年4月1日施行となります。

大分類 M 宿泊業, 飲食サービス業

中分類 76 飲食店

細分類 7651 酒場, ビアホール, オーセンティックバー

改定理由

オーセンティックバーは遊興飲食に該当する活動を行っておらず、酒類及び料理を提供し、飲食させる店であり、「7651 酒場、ビアホール」の分類が適切であることから、位置付けを明確化するため内容例示を追加する。

細分類 7661 バー, キャバレー, ナイトクラブ

主として洋酒や料理などを提供し、客に遊興飲食させる事業所をいう。

2024年2月19日、当協会(一般社団法人 日本バーテンダー協会)酒向明浩会長と岸久名誉会員(相談役・元会長)が、改定を強力に推進していただいた笹川博義衆議院議員にお礼の表敬訪問に伺いました。

つきましては、報道機関の皆様におかれましては、このバー業界に大願成就をもたらした、本ニュースに関し、メディアへのご掲載をいただきますよう、お願い申し上げます。

何とぞよろしくお願いいたします。

敬具

---

<問い合わせ先>

一般社団法人 日本バーテンダー協会

事務局長 加藤

〒100-0006

東京都千代田区有楽町 2-3-6

マスヤビル 9F

TEL: 03-3571-2473

nba@bartender.or.jp

<http://www.bartender.or.jp/>